

札幌市水道局物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領

平成 25 年 12 月 26 日 総務部長決裁

平成 29 年 3 月 14 日 一部改正

平成 29 年 6 月 7 日 一部改正

令和 6 年 3 月 21 日 一部改正

令和 7 年 3 月 13 日 一部改正

令和 7 年 5 月 2 日 一部改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 2 条）
- 第 2 章 公募手続き（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 入札等結果の公表（第 7 条―第 9 条）
- 第 4 章 調達予定の公表（第 10 条）
- 第 5 章 公表期間（第 11 条）
- 第 6 章 補則（第 12 条―第 13 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、札幌市水道局が行う物品購入等及び役務の調達ならびに不用物品の売払いの契約に関して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、入札・契約過程における公平性・透明性を高めるとともに、札幌市民への説明責任が全うされるよう、別に定めがあるもののほか、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札等情報の公表に関する事務の処理について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型指名競争入札 札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号。以下「契約規程」という。）第 3 条第 2 項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「参加資格者」という。）の中から、あらかじめ入札参加を希望する者を公募し、それらの者の中から入札参加者を指名して行う指名競争入札をいう。
- (2) 企画競争 複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力のある者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた設計案の良否を審査し、優れた設計案を選ぶ方式（コンペ方式）をいう。
- (3) 公募型企画競争 参加する者を公募する企画競争をいう。
- (4) 指名型企画競争 参加する者をあらかじめ指名する企画競争をいう。
- (5) 特定随意契約 札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成 25 年 1 月 31 日総務部長決裁。以下「事務取扱要領」という。）第 26 条、第 48 条又は第 98 条の規

定に基づき特定者から見積書を徴した契約をいう。

- (6) 入札等結果調書 入札等の結果を記載した調書をいう。
- (7) 指名競争入札参加者選考委員会調書 事務取扱要領第 19 条の規定により作成した入札の参加者の選考に関する事項を記載した調書をいう。
- (8) 告示 札幌市公告式条例（昭和 25 年条例第 34 号）第 4 条に規定される公告をいう。
- (9) 公告 告示以外の方法により、一般に公表し周知することをいう。
- (10) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約をいう。

第 2 章 公募手続き

（一般競争入札の公募手続き）

第 3 条 契約規程第 4 条の告示及び事務取扱要領第 6 条の規定に基づく公告は、事務取扱要領第 2 条第 3 項第 2 号の規定に該当する電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）を除き、入札期日の 5 日前までに行うものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる事項を札幌市水道局ホームページ（以下「局ホームページ」という。）及び札幌市水道局入札情報サービス(PPI)に掲載して行うものとする。

- (1) 契約名称
- (2) 調達内容
- (3) 契約の方法
- (4) 告示日
- (5) 事前書類提出期日（当該入札に必要な書類を別途定め、入札期日前に提出を求める場合）
- (6) 入札書等提出期限
- (7) 開札日

3 単価で契約をする場合（月額で契約する場合を含む。）は、前項第 1 号の契約名称において単価（又は月額）で契約する旨を付記するか又は同項第 2 号の調達内容において明らかにするものとする。

（再度の入札における公告期間の短縮）

第 4 条 再度の一般競争入札（一般競争入札を実施した場合において、入札者若しくは落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、若しくは落札を取り消されたことにより、期日を改めて再度の一般競争入札を行うことをいう。）を実施する場合の公告は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、入札期日の 3 日前までに短縮することができる。

（入札の中止等）

第 5 条 事務取扱要領第 16 条第 2 項の規定に基づく告示とともに行う公告は、局ホームページ等に掲載する方法により行うものとする。

（公募型指名競争入札及び公募型企画競争への準用）

第 6 条 公募型指名競争入札における参加者の公募は、第 3 条の規定を準用する。

2 公募型企画競争における参加者の公募にあつては、別に定めるもののほか第 3 条の規定を準用する。

第3章 入札等結果の公表

(入札等結果調書等の公表)

- 第7条 一般競争入札における開札の結果は、落札決定後、直ちに入札等結果調書を閲覧に供するとともに、速やかに局ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、電子入札案件にあっては、局ホームページに掲載をしないことができる。
- 2 指名競争入札における開札等の結果は、落札決定後、直ちに入札等結果調書及び指名競争入札参加者選考調書を閲覧に供するとともに、速やかに開札等の結果を局ホームページに掲載する方法により公表するものとする。
- 3 公募型指名競争入札の場合にあっては、前項の閲覧及び掲載の方法により公表するものとする。
- 4 随意契約の結果は、契約の相手方の決定後、直ちに入札等結果調書を閲覧に供する方法により公表するとともに、速やかに局ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、電子入札案件又は予定価格が10万円未満の場合にあっては、この限りでない。
- 5 第9条第1項の各号に掲げる予定価格を超える特定随意契約の場合にあっては、入札等結果調書及び見積書を特定者から徴する理由書（以下「業者特定理由書」という。）を閲覧に供する方法により公表するものとする。
- 6 企画競争の場合にあっては、第4項の閲覧及び掲載の方法による公表に加え、当該企画競争の選考結果を記載した書類についても同様に公表するものとする。
- 7 公募型企画競争の場合にあっては、前項の閲覧及び掲載の方法による公表において、次に掲げるときごとに各号に定める書類を用いて行うものとする。
- (1) 契約候補者の選定結果に係る報告後 当該企画競争の選定結果を記載した書類
 - (2) 随意契約の相手方の決定後 入札等結果調書
- 8 第4項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書の規定に該当する随意契約にあっては入札等結果を公表しないことができる。

(競争入札結果の公表)

- 第8条 前条第1項又は第2項の入札等結果調書の公表は、一般競争入札又は指名競争入札の契約を締結した結果（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。）第21条の13第1項第8号を適用した場合を含む。）の公表に代えるものとする。
- 2 前項において、単価（又は月額）による契約の場合の公表に当たっては、入札等結果調書の備考欄に単価（又は月額）による契約である旨及び予定数量（月額契約にあっては総履行月数）を付記するとともに、契約金額については、契約単価（又は月額）に予定数量（又は総履行月数）を乗じて得た額とする。

(特定随意契約の結果の公表)

- 第9条 次に掲げる契約が特定随意契約（公企令第21条の13第1項第8号を適用した場合を除く。）により締結されたときは、当該契約に関する事項を、速やかに局ホームページに掲載し公表するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものその他の事由により契約に関する情報を秘密にする必要がある場合においては、この限りでない。
- (1) 予定価格が160万円を超える物品購入

- (2) 予定価格が 250 万円を超える製造請負
 - (3) 予定価格が 80 万円を超える物品の借受け
 - (4) 予定価格が 100 万円を超える業務委託
 - (5) 予定価格が 50 万円を超える不用物品の売払い
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円を超えるもの
- 2 単価（又は月額）で契約した場合における第 1 項各号の予定価格は、予定単価（又は予定月額）に予定数量（又は予定総履行月数）を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 項の契約に関する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 単価又は月額による契約はその旨
 - (2) 契約名称
 - (3) 契約決定日
 - (4) 契約の相手方
 - (5) 契約金額
 - (6) 特定随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）及び根拠法令
 - (7) 主管課
- 4 単価（又は月額）で契約した場合には、入札等結果調書の備考欄に単価（又は月額）で契約した旨を付記するものとする。この場合において、前項第 5 号の契約金額は、契約単価（又は月額）に予定数量（又は総履行月数）を乗じて得た額とする。
- 5 企画競争により契約を締結した場合における第 3 項第 2 号の契約名称には、公募型企画競争又は指名型企画競争により契約を締結した旨を付記するものとする。
- 6 公企令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定に基づく特定随意契約にあっては、別に定める公表手続きを行うとともに、第 1 項の公表を行うものとする。

第 4 章 調達予定の公表

（調達予定の公表）

第 10 条 次に掲げる業務委託を競争入札により調達する予定がある場合には、あらかじめ、その概要を、四半期毎に、局ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

- (1) 清掃業務
 - (2) 警備業務
 - (3) 建物のボイラー等設備運転・監視等業務（業務従事者が常駐して行うものに限る。）
 - (4) その他総務部長が必要と認めるもの
- 2 第 1 項各号に掲げるもの以外であって、競争入札又は企画競争の方法により調達を予定するものがある場合には、同項の手続きによる公表を行うよう努めるものとする。
- 3 前 2 項の公表は、次の表の左欄に掲げる期間に入札を予定している調達について、それぞれ同表の右欄に掲げる日に行うものとする。

2 月から 4 月	1 月上旬
5 月から 7 月	4 月上旬
8 月から 10 月	7 月上旬

11 月から翌年 1 月	10 月上旬
--------------	--------

4 第 1 項及び第 2 項の局ホームページに掲載する概要は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約名称
- (2) 調達内容
- (3) 予定する履行期間又は履行期限
- (4) 予定する契約方法
- (5) 予定する告示日
- (6) その他必要な事項

第 5 章 公表期間

(公表期間)

第 11 条 この要領の規定に基づいて行う公表は、少なくとも契約を締結した日の属する年度の翌年度末までを公表期間とする。

第 6 章 補則

(特定調達契約の公募手続き)

第 12 条 特定調達契約に係る一般競争入札の公告は、札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年水道局規程第 11 号）第 5 条の規定に基づく告示とともに行うものとし、札幌市契約公報発行規則(平成 7 年規則第 81 号)に基づいて発行される札幌市契約公報に登載するほか、この要領の規定に基づき局ホームページにその旨を掲載するものとする。ただし、電子入札案件にあっては、局ホームページに掲載をしないことができる。

(委任)

第 13 条 この要領の実施に関して必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定は、この要領の施行の日以後に契約に係る手続きを開始するものについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日）

- 1 この要領は、令和7年5月12日から施行する。

附 則（令和7年5月2日）

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他企画競争の参加の申込みの誘引に係るもので同日以後に契約候補者を選定したものについては、適用しない。